

「令和7年度「いわし」「にしん」及び「さば」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	<p>輸出入事務全般に言える事であるが、法人番号のある事業者については申請・届出等の際に法人番号の提出を行わせるようにされたい（何らかの番号と法人番号の紐付きがあるのであればその番号の提出でもよいが。）。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 今回の御意見は、行政全般に対するものですが、あくまで経済産業省貿易経済安全保障局が実施する輸出入事務全般に対する御意見として回答できる部分についてお答えいたします。 御提案いただいた法人番号の記載では、水産物の輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。 今後、法人番号を把握することにより、審査で確認が必要となる情報が入手できるようになるのであれば、積極的に活用を検討してまいります。</p>